

2024年度 第4回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2024年2月25日（火）18時30分～20時30分

町田市庁舎2階 2-1会議室

【1】開会

【2】報告事項

- (1) 障がい者計画部会の2024年度活動報告
- (2) 就労・生活部会の2024年度活動報告
- (3) 相談支援部会の2024年度活動報告

【3】その他

- (1) 「町田市市民参加型事業評価」改善プログラム（案）について
- (2) 障がい者青年学級事業について
- (3) 委員改選について

【4】閉会

送付資料

- | | |
|-------|---|
| 資料1 | 障がい者計画部会の2024年度活動報告 |
| 資料2 | 就労・生活支援部会の2024年度活動報告 |
| 資料3-1 | 相談支援部会の2024年度活動報告 |
| 資料3-2 | 障がい者支援センター・地域生活支援拠点相談支援事業所の相談事例から見える地域課題整理（案） |
| 資料4 | 「町田市市民参加型事業評価」改善プログラム（案）について |
| 資料5 | 町田市障がい者施策推進協議会委員名簿 |

次回の協議会について

2025年度 第1回町田市障がい者施策推進協議会

日程：2025年6月頃（未定）

2024 年度 障がい者計画部会の活動報告

1 障がい者計画部会の目的と開催経過

<目的>

「障がい者計画」及び「障がい福祉事業計画」※の検討、進行管理等を行うこと。

※「第6次町田市障がい者計画」及び「町田市障がい福祉事業計画(第6期計画)」が一体となった計画が、「町田市障がい者プラン 21-26」です。

<開催>

2 回開催(2024 年 5 月 27 日、8 月 29 日)

2 会議の内容

(1)「町田市障がい者プラン 21-26」(重点施策)の 2023 年度実績の振り返りについて

第1回部会では、「町田市障がい者プラン21-26」の重点施策の振り返りを行いました。孤立障がい者支援の対象、医療機関に対する障がい者差別解消法の周知の具体的な対象や反応、避難施設の備蓄物資の対象、重度障がい者に対するグループホームの在り方と具体的な取り組みなどに関して意見が出されました。

(2)「町田市障がい福祉事業計画(第6期計画)」の 2023 年度実績の振り返りについて

第2回部会では、「町田市障がい福祉事業計画(第6期計画)」の振り返りを行いました。障害福祉サービスを利用したくてもできない人、障害者手帳等を保有せず障害福祉サービスを利用していないが支援が必要な人等の潜在的ニーズの調査、障害福祉サービス見込量などに関して意見が出されました。

(3)「町田市障がい者プラン 21-26(後期計画)」(重点施策)の 2024 年度中間報告(2024 年 4 月～6 月の取組状況)について

第2回部会では、「町田市障がい者プラン 21-26(後期計画)」(重点施策)の 2024 年度中間報告(2024 年 4 月～6 月の取組状況)を行いました。市が想定する重度グループホームの具体的な対象者、孤立障がい者支援の取組状況、町田市の Uni-Voice(ユニボイス)実績などに関して意見が出されました。

3 今年度の成果

町田市障がい者プラン 21-26(後期計画)の重点施策の 2024 年度中間報告において、「市の想定する重い障がいがある人について、具体的にグループホーム事業者へ伝え、統一の認識がなされるようにしていただきたい」、「福祉サービスにつながっていない潜在的な孤立も支援の対象としていただきたい」といった意見が出されました。

また、町田市における Uni-Voice(ユニボイス/視覚障がい者向けの音声読み上げアプリ)の取組をご存知なかった部会委員へ、障がい者プラン 21-26」をはじめとした各計画の冊子や新型コロナワクチン接種・選挙の投票所入場整理券の案内への印字といった取組を周知することができました。

4 その他

2025 年度 障がい者計画部会は 3 回開催予定。

- ・ 「町田市障がい者プラン 21-26(後期計画)」の 2024 年度実績の振り返り
- ・ 「町田市障がい者プラン 21-26(後期計画)」の 2025 年度の進捗状況について協議
- ・ 次期 町田市障がい者プランの検討

2024年度 就労・生活支援部会の活動報告

1. 就労・生活支援部会の目的と開催経過

<目的>

障がい者の就労支援を進めるために、市を含めた関係機関による就労支援ネットワークの構築や就労支援に関する情報共有を図ることを目的としています。計画策定時は、就労に関する検討を行い、進捗状況を確認するなど積極的に関わっていきます。

<開催>

2024年6月3日、2025年2月3日の2回部会を開催しました。

2. 会議の内容

(1) 第6次町田市障がい者計画・町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）について

2023年度実績について、主に就労分野の振り返りを行いました。

福祉施設から一般就労への移行者数は、2022年度実績と比べると20名伸びましたが、目標には届きませんでした。

(2) 町田市障がい者プラン21－26後期計画（2024～2026）の取り組みについて

重点施策7「障がい者雇用の促進に関するとりくみ」に基づき企業訪問を実施するにあたり、第1回部会では、訪問先での情報共有や質問内容、部会委員への訪問状況の報告の仕方に関してご意見をいただきました。10月には前半2ヶ所の企業訪問結果について中間報告を行い、第2回部会では、後半3ヶ所の訪問結果を共有しました。

(3) 町田公共職業安定所管内等における求職・就職状況について（ハローワーク町田）

第2回部会でハローワーク町田から以下の内容について報告をしていただきました。

2024年4月から12月までの新規求職者数は624名で、昨年度から73名減少したものの、職業紹介件数は1469件、就職件数も218件と、昨年度より増加しました。

また、10月4日には、昨年度と同様の地域（町田市、八王子市、府中市、相模原市、厚木市、川崎市の一部、横浜市の一部、大和市）を参加対象企業枠として障がい者就職面接会を実施しました。地域を広げた昨年度、内定率が大幅に上がりましたが、今年度もさらに内定率が上がり12.1%となりました。

(4) 障がい者雇用セミナーについて（町田商工会議所）

第2回部会で、町田商工会議所から以下の内容について報告をしていただきました。

2024年12月4日に障がい者雇用セミナーを開催しました。ハローワーク町田と社会福祉法人悠々会理事長の陶山氏からは障がい者雇用についての取り組みの紹介、障がい福祉課からは「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の紹介を行いました。市内の中小企業を中心に、新規参加者42名を含む46名の方に参加いただき、当日のアンケートの満足度は87点となりました。

(5) 町田市役所における障がい者雇用について（町田市職員課）

第2回部会で、以下の内容について、職員課から報告を行いました。

2024年度の雇用率は2.51%で、法定雇用率（2.80%）未達成、不足者数は9名となりました。都内では、多摩26市中12市が雇用率達成、町田市を含む14市が未達成となっています。

雇用拡大の取り組みについては、2024 年 4 月に障がいのある職員のサポートを担う職員として、専門的な知識や経験を有する職場適応援助者（ジョブコーチ）を職員課に配置しました。また、10 月には、庁内の軽作業を集約し、障がいのある会計年度任用職員が一括して請け負う体制としてワークサポートルームを職員課内に設置し、障がいのある職員を 2 名採用しました。各課から多くの軽作業の依頼があり、好評を得ています。

また、職場環境整備の一環として、就労・生活支援部会の谷内部会長による職員向け「障害平等研修」を実施したほか、外部講師による「障がい者雇用に関する理解促進研修」や「手話入門研修」を実施しました。

（6）一般就労に関する支援機関連絡会について

町田市障がい者就労・生活支援センターりんく・Let's、就労支援センターらいむ、市内就労移行・定着支援事業所、2024 年度に企業訪問した社会福祉法人 5 法人を構成員とした連絡会を 11 月に開催し、「法人における障がい者雇用の課題と求める人物像について」をテーマに意見交換を行いました。

企業訪問先の社会福祉法人と市内の移行・定着等の支援機関との顔合わせ、簡単な意見交換の実施を行ったことで、雇用促進にむけた取り組みの効果をより高めることができました。

（7）就労・生活支援センターの業務整理検討状況について

2022 年度に実施した「就労に関する実態調査」の結果活用として、2023 年度には南多摩 3 市（八王子市、多摩市、日野市）を訪問しました。3 市訪問結果をふまえ、検討できそうな取り組みを絞り、今年度は範囲を広げ、多摩 25 市を対象にあらためて就労・生活支援センターの業務・運用についての調査を実施しました。調査結果をもとに、市内のセンターと調整をしながら就労・生活支援センターの業務整理を検討しています。部会では、進捗状況について報告を行いました。

3. 2024 年度の成果

企業訪問では、個別の課題に対して、企業と市及び支援機関の双方向での意見交換や解決策の提案を行いました。また、訪問後には一般就労に関する支援機関連絡会にも出席いただき、支援機関と企業相互の障がい者雇用における課題の共有と顔繋ぎも行うことができました。

また、就労・生活支援センターの業務状況の課題について、多摩 25 市に調査を実施し、他市のセンターの状況を参考に、市内の就労・生活支援センター事業の改善策案の検討に着手しました。

4. その他

2025 年度は 2 回開催を予定しています。

主な取り組みとして、後期計画の重点施策の実現に向けた活動を実施する予定です。

2024年度 相談支援部会の活動報告

1 相談支援部会の目的と開催経過

<目的>

- ・相談支援事業のネットワークづくり及びそれぞれの事例の問題解決に向けたシステムづくりを検討していく。
- ・町田市の相談支援の現状を踏まえ、町田市としての相談支援のあり方や問題点を把握し、検討を深めていく。

【今年度の取り組み項目】

- ① 障がい者支援センター連絡会の中で収集・整理された情報（障がい者支援センターが開催するネットワーク会議等の内容や、地域生活支援拠点等から提出された地域課題（地域体制強化共同支援加算記録書の相談事例（3例）を含む）を共有し、地域課題を抽出する。
- ② 地域生活支援拠点の面的整備について、相談支援以外の障害福祉サービスにも登録を進める。
- ③ 施策推進協議会のグループ討議のキーワード出し。
- ④ 基幹相談支援センターの見学と役割の確認。
- ⑤ 「緊急時予防・対応プラン」の運用について検討する。

<開催>

- ① 5月28日（火）午前
- ② 10月10日（木）午後
- ③ 1月28日（火）午前

<基幹相談支援センター見学>

- ① 7月23日（火） 東大和市障害福祉課
- ② 10月 2日（水） 北区基幹相談支援センター
- ③ 12月 9日（月） 川崎市北部基幹相談支援センター
- ④ 12月25日（水） 西東京市障害福祉課

2 会議の内容

（1）地域の体制づくりに向けての情報共有

- ① 重点施策3「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」に関連して、地域体制強化共同支援加算の記録書から課題を抽出するとともに、地域生活支援拠点等のあり方について検討した。
- ② 重点施策9「相談支援体制の強化」について、「障がい者支援センター・地域生活支援拠点等相談支援事業所の相談事例から見える地域課題の抽出、整理」（資料3－2）の情報共有をおこなった。

（2）地域生活支援拠点等の面的整備について

相談支援事業所に加え、短期入所事業の登録増加にむけて話し合った。

(3) 施策推進協議会のグループ討議のキーワード出し

2023 年度の相談支援部会の活動報告を受け、施策推進協議会でも市内の障害福祉サービス等の課題についてグループ討議を行うことになった。相談支援部会では、討議のためにキーワードについて検討し、以下を提案した。

相談支援部会からの課題提示

- ① 施設・病院からの地域移行について（後期計画重点施策3・5）
- ② 障がい者の重度化・高齢化について（後期計画重点施策3・5）
- ③ 相談支援と医療の連携について（後期計画重点施策4）
- ④ GHにおける支援について（後期計画重点施策5）

(4) 基幹相談支援センターの役割の確認

他自治体（東大和市、北区、川崎市、西東京市）の基幹相談支援センターの見学を行い、それぞれの自治体での基幹相談支援センターの役割と特徴を検証するとともに、町田市における基幹相談支援センターのあり方を話し合った。

(5) 「緊急時予防・対応プラン」の運用について

2023 年度に完成した「緊急時予防・対応プラン」を周知することを目指して、相談支援事業所連絡等で研修を行うこと、各事業所で「緊急対応が予想されるケースから始めてみる」等、対応を話し合った。

3 2024 年度の成果

(1) 相談事業による障がい福祉に関する課題の整理・抽出

「障がい者支援センター・地域生活支援拠点等相談支援事業所の相談事例から見える地域課題の整理（案）」の作成をとおして、課題の整理・抽出の情報共有ができた。

(2) 地域生活支援拠点の面的整備について

相談支援事業所の他、新たに短期入所事業所（5か所）が登録した。

(3) 施策推進協議会でのグループワークのキーワード出し

昨年度に部会で課題となった「人材育成、体験の場等、相談支援部会だけでは解決できない課題について、協議会としての受け皿を、どのように作り、実現していくか」を協議会に提案し、グループワークの実現となり、町田市の課題を協議会の場で共有できた。

(4) 基幹相談支援センターの見学

4か所の基幹相談支援センターの見学を通じて、改めて町田市との比較を行い、直営と委託事業所の連携や、5か所の障がい者支援センターの役割、地域生活拠点等の連携のイメージなどを作ることができた。

(5) 「緊急時予防・対応プラン」の周知について

緊急時予防・対応プランについては、十分な討議は行えなかったが、「緊急」について共通認識がもてるような各事業所への働きかけについて話し合った。また、現場でこの「プラン」が役に立ったという報告を受け、来年度に向けて弾みが付いた。

4 2025年度に向けて（3回を予定）

- （１）地域障がい者支援センター連絡会や、地域生活支援拠点等から出された地域課題の整理を行い、課題の優先順位を決めて問題解決を図り、必要に応じて協議会に提案していく。ワーキングの開催も視野に入れて問題解決を図っていく。
- （２）地域生活支援拠点の面的整備については、相談支援・短期入所以外の障害福祉サービスにも登録を進めたい。地域生活支援拠点連絡会を通じて、地域の体制づくりに関して議論を深めたい。
- （３）「緊急時の予防・対応プラン」の活用が広がるように、さらなる周知と改良を進めたい。
- （４）『相談支援指針』の見直し

5 障がい者施策推進協議会で提案したいこと

施策推進協議会は自立支援協議会を「兼ねる」としているが、自立支援協議会（計画の進捗確認、社会資源の開発等）の機能を今以上に発揮してもらいたい。4回のうちの1回は、自立支援協議会として、地域の課題解決に向けての協議をする場としてほしい。そのためには、各部会から協議会に課題を提示することはもちろんのこと、協議会からも各部会やワーキング、市に対しても課題を提案・環流するような、双方向の動きをつくってほしい。

別紙：資料３－２「障がい者支援センター・地域生活支援拠点等相談支援事業所の相談事例から見える地域課題整理（案）」

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			①	②	③	
相談	支援困難事例の解決に向けた相談や検討の場が不足している（十分に活用されていない、十分に機能していない） <人材の確保・養成、体制づくり>	・本人の周囲の人はサービスにつながってほしいと考えているが、本人はサービス利用の必要性を感じていない ・親が障がいのある本人の介助（支援）に他者が加わることを拒む ・本人の選択が大きなリスクをはらんでいて、どこまで自己決定を尊重すべきか悩む ・暴言などの問題行動がある利用者の対応に困っている ・暴力的な言動から警察に通報することが度々ある ・サービス提供事業所から、本人のサービス利用が安定しないとの相談が障がい者支援センターに度々入る	定例の「相談・検討の場」が身近にある	地域全体の相談支援事業所やサービス提供事業所が定例の「相談・検討の場」を認識して活用している	相談支援専門員（支援者）が定例の「相談・検討の場」のネットワークを活用して、相談者（利用者）の希望実現や課題解決を図る支援チームを迅速につくっている	
	緊急事態を予防する（社会資源を活用した自立に向けた）相談・支援が十分に行えない、行われていない（促進する環境が整っていない） <体験の機会>	・介護者であった親が病気になり、これまで通りの介護ができなくなったが、サービス利用等の提案を受け入れられない ・本人のケガにより、生活拠点を遠方のグループホームに変更しなければならず、本人の意向を十分に汲み取れなかった ・緊急時、不測の事態に備えたサービス利用等の本人や家族の動機づくりができない ・元気な高齢の親が「本人の介護は自分ではできる」「本人と離れるのが心配」と、本人のサービス利用を受け入れられない ・高齢の両親が本人の今後を心配しているが、本人は困っておらず本人の相談に至らない ・6030家庭の想定外の緊急時対応を行った。緊急時予防・対応プランに記載できない情報が役立つことがあった	緊急事態予防（自立生活実現）の視点を入れたサービス等利用計画、緊急時予防・対応プラン等の計画が作成されている（数値目標：障害福祉サービス利用者の〇〇％）	緊急事態予防（自立生活実現）の視点を入れたサービス等利用計画、緊急時予防・対応プラン等の計画が作成され、計画に基づいた備えがされている（数値目標：障害福祉サービス利用者の〇〇％）	個別避難計画が作成されている 計画に基づいて訓練（シミュレーション）を実施し計画が更新されている（数値目標：障害福祉サービス利用者および当該計画対象者の〇〇％）	
	発達の違いや障がいのある児童のライフステージや生活状況に応じた切れ目のない支援が困難な実態がある <体制づくり>	・障害児通所支援を利用していたが、利用が安定せず中断し相談支援機関との関係も途絶えてしまった ・特別支援学校や特別支援学級の選択について適切な助言を受けることができず、本人の障がい深刻化してしまった ・家族と2人暮らしの児童。その家族が急逝し生活環境が激変してしまった。様々な支援機関が要支援家庭であることを認識していたが介入できなかった	関係する支援機関が出席する個別支援会議が開催され、支援方針検討と役割分担が行われている	福祉・保健・医療・教育などの多支援機関の間で相互に役割が理解され、支援の導入や支援方針検討、役割分担が円滑に行われている（仕組みや体制が整備されている）	「療育記録ノート」が地域全体で活用されている ・本人、保護者、支援者で共有 ・ライフステージの変化に対応して情報と支援が引き継がれている	
	障害者福祉制度利用の根拠はないが制度の狭間で障がい者支援センターが対応している事例がある	・マンション所有者から、「住人である子どもに対する苦情で困っている、子どもには障がいがあるかもしれない」との相談が入り対応している ・障がいの認定はないが精神・知的障がい起因すると思われる生活上の困りごとがあり対応している	実績を可視化して連携が可能な社会資源情報が共有されている（例） ・福祉制度利用根拠なし ・労働問題 ・ペットの保護 ・住民間トラブル	制度の狭間を埋めて支援をするための情報交換の場があり、支援チームづくりが行われている	困りごとの内容や福祉分野によらずに相談を受け、適切な支援機関や社会資源をコーディネートする総合相談窓口が機能している	
	制度や支援の狭間にも連携して対応できる仕組みが整っていない <体制づくり>	・生活上の困りごとが、どのような障がいや疾病に起因するものなのか、どの医療機関、支援機関にも判断がつかず、支援が進まない ・精神科領域の専門的治療の継続的な利用が困難で福祉サービスの利用につながらない ・疾病によりが日常生活に介助が必要な状態にあるが、障害福祉サービス、介護保険サービスともに対象外で支援を受けることができない ・困りごとはあるが、障がい児者を対象とした支援機関を利用することに抵抗がある ・生活課題が多岐にわたり、支援チームのコーディネートが誰がするのか定まらず、支援が進捗しない ・生活上の困りごとが障がいに起因するものなのか分からず、支援を進めるべきなのか判断が難しかった	複数の支援機関が互いの支援範囲にのりしろを持って、柔軟に役割分担をして支援をする事例を蓄積している	柔軟に役割分担をして支援をした好連携事例を共有する場が定期的に設けられている	好連携事例を有効な支援モデルとして地域全体で活用している	

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			①	②	③	
	障害福祉サービス等の社会資源活用に向けた関係づくりや動機づくり支援 ＜体制づくり＞	・本人の希望とニーズに大きな乖離があり、本人の希望に沿うことが、結果的に困りごとを大きくすることになってしまう ・本人の周囲の人が困っているが、本人は困っておらず、支援をするための関係をつくることができない ・本人の意向を確認し同意のうえでサービス利用の手続きを進めたが、納得しておらず苦情になってしまった ・家族は児童の入所施設利用に抵抗があったが、相談員が家族と共に情報収集や見学、体験をすることで、家族の施設イメージが変わり、利用希望が出された ・本人は生活状況が悪化しているが医療や福祉サービスの利用を拒んでいる。関係機関と近隣住民で分担して安否確認をしている	関係機関が本人や家庭の状況に応じた支援チームを構築し、分担して社会資源活用に向けた動機づくりの相談・支援をしている 本人や家庭の動機や気持ちに応じた相談支援モデルや活用できる社会資源の一覧がある	障害福祉サービス利用者の計画相談支援利用率が向上し、障がい者支援センターが社会資源活用の動機づくり支援に十分な時間を使えるようになっている	福祉分野や相談内容によらず総合的に相談を受けることのできる相談窓口と連携した相談支援の仕組みが整っている	
	ケアラー支援	・高齢の親が本人の就労・医療・福祉の多岐にわたる手続きを代わってやらねばならなかったが、それぞれを異なる窓口で相談する負担がとても大きかった ・子（児童）の度を越えた要求に応じるしかできない家族に、家庭での対応の助言や指導をするも行動に結びつかない。 ・家族間で本人の支援についてての考えが対立していて、本人にとって適切な支援の検討が進まない。一部の家族に過度な負担によって生活が維持されている ・単親家庭。障がいのある本人がきょうだいの面倒をみているが、学業に支障が出ている ・障がいのある家族の不調時に小学生の子どもが付き添わなくてはならず登校できない	ケアラーのニーズを抽出し課題を整理している ケアラーを含めた支援を役割分担、連携して支援している事例を共有する場がある	福祉分野を越えて連携して支援する仕組みと体制が整っている		
緊急時の受け入れ・対応	緊急時対応の標準化がされていない（緊急対応をできる事業所が増えない） ＜相談、体制づくり＞	・緊急対応が可能な短期入所事業所があるが、本人の病気や障がいによっては受け入れできない ・緊急事態を乗り切るために過ごす場として病院での受け入れ（入院）を調整した ・家族が新型コロナウィルスに感染したことにより本人の通所およびヘルパーの利用ができなくなり、急遽短期入所を探したが受け入れ可能な事業所がなかった ・相談支援事業所から、本人の生活を支える家族の急病で緊急でサービス等の調整が必要になったため支援をしてほしいとの依頼が入った	基幹センター、SC、一部の相談支援事業所で「緊急時対応の流れ」を使用した緊急時対応を試行的に実施している	緊急時対応に有効なツールが示されている（生活状況調査書、緊急受け入れ可能な短期入所一覧など） 相談支援事業所が「緊急時対応の流れ」を使用して契約している利用者の緊急時対応を行っている 緊急時の突発的な利用に対応できる事業所が複数あり、対応内容や対応能力、利用のルールや仕組みが整備されている	緊急時対応⇒サービス等利用計画の更新⇒緊急時予防（希望する生活の実現）の実践の好循環が地域全体で生まれている 高リスクだが計画相談支援等の利用による備えができない家庭を見守る仕組みがある	
	災害対策	・災害時にどこに避難すればよいのかという相談を受けた	行政が個別避難計画の普及・啓発をしている	個別避難計画の試行的作成が進み、実効性のある計画にするための課題が整理されている	サービス等利用計画、緊急時予防・対応プラン、個別避難計画が連結して、障がいのある方の将来の暮らしに備えている仕組みが整っている	
体験の機会・場	十分なアセスメントを経ないグループホーム等のサービス利用開始により不適応をおこす事例が多い ＜人材の確保・養成＞	・家族からの話をもとに支援内容を検討し入居を受け入れたが、入居後に行動障害があることがわかり、支援内容の見直しが必要になった ・グループホームや入所施設への入所に向けてアセスメントや支援チームづくり不十分で、入所後に表面化する問題に対処することが難しかった	サービス等利用計画等のプランに基づいて体験の機会が活用され有効なアセスメントが行われている	アセスメント能力が備わっている多様な体験の場がある	サービス等利用計画に基づいた計画的な体験の場の利用が地域全体で行われている	

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			①	②	③	
専門的人材の確保・養成	相談支援事業所の運営や支援力向上を支える仕組みづくり<体制づくり>	・主たる介護者である家族の病気により緊急的、期間限定で短期入所の月31日支給が認められたが、その先の暮らしを継続的に支える支援体制づくりが行われない	人材育成ニーズの調査を行い、ニーズを把握している 事業所が活用できる研修の情報が発信されている（定例の「相談・検討の場」の活用） ・アセスメント ・個別支援計画作成 ・連携支援 事業所としての役割、機能、支援内容等、運営課題を検討する場がある	事業所間の人材交流があり相互に支援力を高め合っている 高齢者福祉分野と共通のニーズがある研修を協働で開催している	支援のスペシャリストを相互に派遣し合い、アセスメントや支援方法の助言をする仕組みが整っている 地域の人材育成ニーズ（多様な障がい特性）に対応した研修を企画する場があり、計画的に研修を開催している 事業所だけでは解決できない運営課題を解決する仕組みや制度を設けている	
	グループホームの運営や支援力向上を支える仕組みづくり<体制づくり>	・生活の継続に欠かせない受診等の医療サービス利用の支援が提供されず本人が困っている ・夕方や休日の過ごし方を相談できず困っている ・本人が利用（入居）ルールを十分に理解できず守れなかったことから退居を求められた。グループホームは本人の障がい特性に応じて、ルールを理解し守ることを支援することができなかった ・高齢化に伴い身体介護が必要になってきたが対応が難しかった ・事業所が主たる対象としていない障がいがある方を受け入れたが、深刻化する行動障害への対応が難しくなっている ・事業者の事情により急にグループホームの閉鎖が決まり、利用者や家族が生活の激変を迫られた ・高次脳機能障がいのある方（記憶定着困難、車いす利用/精神障害者保健福祉手帳）がグループホームに入居したが、当該グループホームは通院や外出の支援を行っていないため、高齢の家族が毎回対応している ・健康管理支援や買い物支援などをめぐって本人とグループホームとの間でトラブルが続ぎ、退居することになった ・グループホームに入居したが週末は職員が配置されていないため、実家に帰らなくてはならない ・身体機能の低下により常時2名の職員での介助が必要になり、安全に過ごすための職員体制を安定して確保することができない				
	行動障がいに対応できるヘルパー人材の不足	・行動障がいに対応できるヘルパーが限られていて、必要な時間数のサービス提供を受けられない				
	就労移行支援事業所の支援力向上（事業者満足が中心になっていないか）	・本人が無職の両親や未就学含む兄弟の面倒をみながら就労に向けた訓練をしようとしていることが申請時に分かったが、就労移行支援事業所は連携支援の必要性を考えていなかった				
	地域課題の解決に向けた協議の場が少ない	・事例を通した地域課題の把握が進んでいるが、課題解決に向けた協議が始まらない	個別支援会議やネットワーク会議で、事例を通して地域課題を共有している	個別支援会議やネットワーク会議で把握された地域課題や解決提案が障がい者施策推進協議会（自立支援協議会）に報告されている。	障がい者施策推進協議会（自立支援協議会）で地域課題が整理・分類され、それぞれの課題に対応した協議の場が設けられている	
	家庭への支援を円滑に連携して実施する体制づくり（障がいのある親と子、高齢の親と障がいのある子など）<相談>	・親が障がいのある本人のサービス利用をはじめとした生活全般を支えてきたが、高齢化に伴いできなくなってきた ・高齢の親から、病気で退職し20年以上同居している本人の生活を心配しての相談、親自身も認知機能低下を心配し、高齢者支援センターへの相談につながった ・本人（親）のヘルパー利用の相談であったが、障がいのある子の発達支援や教育、育児についての課題解決も必要であった ・障がいのある子の養育環境を整えるために、障がいのある親への支援が重要であった ・特別支援学校や特別支援学級不登校の相談が増えている ・家庭や本人のニーズ、価値観を高齢と障がいの関係機関が共通に理解して支援をすることが難しかった ・障がいのある子のサービス利用内容を家族と共有し、利用開始に向けた調整をしたが、家族が行動に移すことができず滞っている ・本人の障害福祉・医療サービス利用を家族がなかなか受け入れることができず、生活状況や病状が悪化してしまった	好連携事例の共有やニーズに応じた支援チームづくりの相談をする場がある	家庭への支援を福祉・保健・医療・教育などの多機関が連携して共通の方針で実施する風土（それが当たり前）があり、ニーズに応じて迅速に支援チームがつくられている	他機関連携支援のモデルが複数パターン作られ、地域全体で活用されている ・8050家庭 ・育児困難家庭 ・不登校 など	

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			①	②	③	
機能	障害児・者の生活を支える社会資源不足 ・重度の障害（強度行動障害、重症心身障害など） ・医療的ケア ・生きがいづくり ・移動手段 ・ヘルパー ・共生型 ＜人材の確保・養成＞	・常時の医療的ケアが必要で、訪問サービスを利用しながらも家族が仮眠程度の睡眠でケアを続けている。入所施設や短期入所を希望しているが受け入れ先が見つからず、病院が例外的なレスパイト入院を受け入れている ・成長と共に自力歩行が可能となるも手厚い医療的ケアが必要なため通所先が見つからなかった ・気管切開を実施し医療的ケアが必要になったため保育園に通えなくなった ・強度行動障がいのある方が気管切開をした。通所サービス、家族のレスパイト目的の短期入所や療養病院を探すも見つからない ・病気の悪化予防のために安静と常時看護対応が必要だが、本人には知的障がいがありその理解が難しい。また、常時看護対応が可能な入所・通所施設がないため、病状悪化リスクが高い状態で生活している ・居宅介護・重度訪問介護事業所の事情でサービス提供の変更や中止、撤退が相次ぎ、本人の生活が安定しない ・公的サービスの前段階で継続的な関りや居場所を必要としているが社会資源が見つからない ・移動支援の単価が低く受けられないという事業所が増えている ・移動支援が対象とする年齢や利用目的に合致せず移動ニーズに対応できない ・余暇の過ごし方を考えるうえでの情報や選択肢が乏しい ・視覚障がいのある方がフレイル予防のための活動の場を希望されたが見つからない ・主たる介護者が倒れるという緊急事態から生活を立て直すために長期の短期入所を探したが見つからず、市外を利用せざるを得なくなり通所事業所変更を余儀なくされた ・身体障がい対応の入所施設に入所したが、障がい重度化により利用継続できなくなり、次の生活の場が見つからなかった ・家庭で生活していくことが難しい児童が入所できる施設が市内や近隣にない ・愛着形成に課題があり支援関係を結ぶことが難しい	障がいの特性によって多様なニーズがあることを踏まえ、どのような社会資源がどれくらい不足しているか、実態を把握している	不足している（充足されない）理由を分析し、対策を検討している	障がい者プランに整備計画が具体的（定性・定量）に記載され進捗管理されている	
	障がい者の高齢化に対応したサービスの不足	・知的障がいのある人の高齢化速度に制度が追いつかない。65歳を迎える前に身体機能の低下が生じてくる事例がある ・65歳未満であっても加齢に伴い身体機能が低下していくが、それを補うリハビリに特化したサービスがない ・65歳未満のグループホーム入居者が高齢化に伴う身体機能低下で外出が難しくなった。（家族の意向で愛の手帳を取得しておらず、身体障害者手帳も1級ではないため、移動支援の対象とならず、グループホーム入居者であることから居宅介護（通院等介助）も使えない）	障がい者の高齢化に伴うニーズを把握している 障がい者の高齢化に対応して生活介護事業所等が行っている工夫（プログラムなどの情報）が地域のなかで共有、活用されている	共生型サービスの必要性、有効性が共有され障がい者プランに整備計画が記載されている	共生型サービスなど、障がい者の身体年齢に対応した社会資源増え、ニーズに応じて選択できるようになっている	
	強度行動障がいに対応した障害福祉サービスの不足	・強度行動障がいのある人の支援をできるヘルパー事業所が限られていて受け入れ先がない ・移動支援から行動援護に切り替えたいが、行動援護に対応できる事業所が少なく、切り替えが本人の不利益になる ・強度行動障がいに対応できるヘルパーが限られていて、必要な時間数のサービス提供を受けられない（再掲）	強度行動障がいに対応できる障害福祉サービス事業所の情報が共有、活用されている 対応可能な事業所不足の要因を調査・分析し、把握している	事業所間の人材交流を行うネットワークがあり、相互に支援力を高め合っている	強度行動障がいのある人の支援を依頼するときに、対応可能な事業所の選択肢が複数ある	
	権利擁護支援の体制強化 ＜相談＞	・親が自分の思いで本人の利用するサービスや事業所を決めていて、本人の意思を確認できない ・保佐人が高圧的で本人の希望に無関心 ・家族による障がいのある児童への虐待により施設入所していたが、十分な虐待防止策が講じられる前に家族の強い意向により、保護解除された。その後虐待が再発した	意思決定の好支援事例を共有する場がある 虐待案件が疑いも含めて通報される仕組みが整っている	意思決定支援のモデルが作成され活用されている 虐待通報事例の検証がされ、虐待発生要因の分析、防止策の検討がされている		

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			①	②	③	
地域の体制づくり	生活の継続に必要な経済的基盤を整えるための支援の連携がうまくいかない	・生活費を管理できず、生活維持が困難で、生活援護課も支援が難しいことから成年後見申立て準備を進めている ・相談窓口から成年後見申立て支援開始の要件に自己破産手続き完了が示されたが、その手続きを支援する担い手がおらず、支援体制づくりが滞った ・家族が親亡き後の本人の財産管理などの選択肢として成年後見制度利用を考えたが、制度が難解で利用手続きが進まなかった ・地域権利擁護事業を利用しているが、本人や家族が支援の必要性を理解することができず生活に必要な金銭が不足してしまう	好連携支援事例を共有する場がある ・動機づくり支援 ・制度利用支援 ・役割分担と連携	権利擁護等支援関東委員会が広く活用されている		
	生活の連続性を踏まえた福祉と医療の連携体制が十分に整っていない ＜相談＞	・退院後の生活を支える支援チームがつくられる前に退院になることがある ・退院後生活の準備の整い具合とは無関係に退院日ありきで退院になることがある ・脳出血で入院、自宅での生活を再開するためにどのようなサポートを活用するか本人の理解に合わせて準備を進めたが、退院日まで生活基盤を整えることが難しかった。 ・本人は一時的な入院で回復し退院が決定するも、親のメンタル不調など家庭での受け入れが困難であったため、短期入所を急遽探すも調整が難しかった	医療と福祉で課題を共有する場が定例で設けられ解決に向けた協議がされている	入院中からの支援チームづくりが標準化されている		
	介護保険サービスと障害福祉サービスの使い分け、併用（若年性認知症の方に合ったサービス） ＜相談＞	・若年性認知症の方の介護保険サービス利用を調整したが、経済的事情で受け入れ先が見つからず、障害福祉サービスで対応した ・障害福祉サービスから介護保険サービスにゆるやかに移行するために期間限定の両制度併用を相談したがスムーズに進まなかった ・障害福祉サービスの居宅介護（家事援助）を利用していたが、65歳を迎え介護保険サービスの訪問介護に切り替わると、同居家族がいることで家事支援を受けることができなくなってしまった	高齢者支援センターや居宅介護支援事業所（ケアマネ）と課題が共有されている	高齢者支援センターや居宅介護支援事業所（ケアマネ）と課題が共有され、制度等に関する共通理解を土台に解決が図られている 障害福祉サービスから障害福祉サービスへの移行、両サービスの併用について、個別の事情やニーズに応じて柔軟に対応する支援体制が整っている	共生型サービスの必要性、有効性が共有され障がい者プランに整備計画が記載されている	
	自治体間の制度格差を踏まえたサービス利用調整	・町田市外のグループホームに入居した人が当該自治体市民を対象とした支援機関（地域活動支援センターなど）を利用できない ・他自治体から転入してきた方のサービス利用の引き継ぎがうまくいかなかった。支給基準などの違いによって前住地で利用していたサービスが使えなかった	行政、基幹センター、SCの役割が可視化されている 自治体間の制度の違いが一覧になって公表されている	自治体間の協定を結ぶなど、相互に支援機関を利用できる方法を検討している	自治体間で相互に支援機関を利用できる環境が整っている	
	生活維持が困難になる可能性のある高リスクの家庭を発見、見守る体制 ・福祉サービス等の助けの必要性を感じない ・助けの必要性を感じているが発信できない ・医療や福祉の中断 ＜緊急時対応、相談＞	・ニーズはあるが本人や家族が相談することを拒んでいてアプローチできない ・主たる介護者が倒れたら生活が立ち行かなくなる家庭（高齢両親と知的障がいのある兄弟）と支援機関が認識して予防的アプローチを試みていたが、受け入れてもらえず、結果として希望する生活の継続ができなくなってしまった ・親族の関係機関から親子の安否不明の相談が入り確認したところ、ライフラインが止まり、障害者手帳も失効するなど、生活を維持できる状況になかった ・家庭のキーパーソンが死去したことで医療中断、障害者手帳や自立支援医療の更新がされず、孤立していた ・知人から福祉サービス利用のない高齢親子を心配する相談が関係機関に入り訪問したところ、重篤な怪我と感染症で入院治療が必要な状態であり、親は認知症、子は精神疾患があることがわかった	高リスク家庭（高齢者と障がい者世帯等）の「もしも」のときを日常から検討する場がある ・高リスク家庭（ニーズ）の把握⇒見守りチームづくり⇒家庭との関係づくり⇒社会資源活用 障がい者施策推進協議会が障がい者・家族向けに「将来の暮らしへの備え」を啓発する講演会等、啓発活動を定期的に行っている	好連携事例の支援ノウハウが地域全体に広がり活用されている	個人情報保護を遵守したうえで地域住民や警察等と連携した支援をする仕組みができている	

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			①	②	③	
	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築	・医療観察法に基づく処遇終了後に精神症状が重度化し生活に大きな支障が生じる事故が起きてしまった ・陽性症状の激しい重度の精神障がいのある方を受け入れ可能な障害福祉サービス事業所が見つからない ・心身の不調が著しく生活の維持が困難。主治医は入院の必要性を感じているが本人希望せず受診も滞っている。本人の希望や意思決定は生活破綻を助長する内容が多く、支援機関が役割範囲を越えた対応をしている ・本人の言動から被害関係妄想があると思われたため保健所や精神科病院への相談を進めたが受け入れられなかった ・病気を受容することが難しく降薬できないため入退院を繰り返している。入退院を繰り返すごとに認知機能や生活能力が低下し、生活の維持が困難になってしまった ・症状が再燃し入院の相談をしたが、本人が退院後の生活を考えることが困難な状態で退院後支援の方針（サービス利用）を説明することを求められ、説明できないことで入院受入困難と判断された ・著しい精神症状のため通院が難しいため、通過型グループホームでは通院同行支援（送迎）をしていたが、グループホーム退居後はその支援がなくなり、通院が滞った	「にも包括」を支える支援機関の特長や提供可能な支援内容などの情報が共有されている 医療と福祉の連携支援モデルが可視化されている	「にも包括」協議の場で地域課題の把握がされている	障がい者施策推進協議会（自立支援協議会）と連携して地域課題の整理・分類し、それぞれの課題の解決を図っている	
	障害福祉サービスの支給基準を超えた利用の相談への対応	・主たる介護者である家族の病気により緊急的、期間限定で短期入所の月31日支給が認められたが、今後の生活を継続的に支える支援体制づくりが行われ（再掲）	事業所と支給基準を共有し、例外的な利用が必要な個別の相談をしている			
	障がい者差別解消	・コミュニケーションや説明の理解が苦手な方が保険年金課、市民税課、街角の年金相談センターなどの窓口で手続きをする際に、本人のコミュニケーション力や理解力に合った説明や手続きの進め方をするなどの配慮がなかった	行政や行政に関連する機関において窓口等において行うべき合理的配慮を理解するための研修が行われている	行政や行政に関連する機関の窓口において、障がい支援に関する支援者のサポートなしで合理的配慮が行われている		

「町田市市民参加型事業評価」改善プログラム(案) について

1 市民参加型事業評価とは

町田市では、市民の声を市民サービスの向上に活用するため、市の事業を、市民が評価し、改善につなげる「市民参加型事業評価」を実施しています。この事業評価では、評価対象事業について、高校生を含む市民と有識者で構成する評価人チームが、事業所管課の担当者との対話を通じて、事業の問題や課題等を洗い出し、現状を評価します。

その後、評価人チームと町田市で課題の解決策を考え、事業の改善のための取組を示した改善プログラム(3月末公表予定)を作成し、事業の改善を進めます。

2 事業評価当日の概要

日時場所:2024 年 11 月 10 日(日)市庁舎会議室

評価方法:評価人チームが2つに分かれ計6事業を評価します。

対象事業	トピックス	※評価結果区分
市民協働推進費・ 地域活動団体支援事業	地域コミュニティの課題解決と参加促進	一部改善すべき
保健予防費	食育の推進	一部改善すべき
障がい者福祉費	障がいへの理解促進	大いに改善すべき
生涯学習センター費・ 学校施設開放事業	学校開放	一部改善すべき
都市公園事業	公園の利用促進(維持管理)	一部改善すべき
広報費	シティプロモーション	一部改善すべき

※評価結果区分:「満足できる事業である」、「一部改善すべき」、「大いに改善すべき」、「市が取り組むべき事業ではない」

3 「障がいへの理解促進」の議論のポイント

- ① 障がいへの理解促進の成果について
- ② 障がいへの理解促進のための周知啓発の手法について
- ③ 普及活動の協力者集めについて

4 評価コメント

- ・これまで、少ない人員と予算の中でよくやってきている。
- ・これまで培った経験や知見をもとに、町田市の目指すべき方向性や成果を明示し、障がいへの理解が 100%進む、差別が解消される共生社会構築までのプロセスと方策を所管課が取りまとめ、庁内や議会、市民に共有していくことが重要だと考える。高い志をもってさらに励んでいただきたい。
- ・難しいことだと思うが、この事業の重要性を鑑みると、予算と人員はもっと増やしてもよいと思う。

5 議論のポイントごとの意見

議論のポイント	意見
① 障がいへの理解促進の成果について	・現在の成果指標だけでは効果がわかりにくい。<u>この取組を実施すると地域社会がどのようによくなるのか、わかりやすい成果を市民と共有することが重要である。</u> ・理解促進の成果を図るためには、<u>数値的な目標が必要である。</u> ・事業の評価指標は、当事者へのアンケートだけでなく、専門家も含めて、改めて指標の検討を行うべきだと思う。 ・条例となると事業者の合理的配慮が義務となるため、<u>合理的配慮の進み具合を成果指標とすることができると考える。</u> ・成果指標として、ちょこっとアンケートで市民の意見を集めるなど、様々なアンケートを使うことも検討してほしい。
② 障がいへの理解促進のための周知啓発の手法について	・障がいのある方と実際に関わられるような体験型のイベントが効果的ではないか。また、<u>理解促進のためには、周知啓発を継続することや、手法の工夫、子どものうちから障がいへの理解を深めることが大切である。</u> ・障がいへの理解促進に関する取組は、<u>恒常的に行う必要があると思うので、継続した周知啓発が必要だと考える。</u> ・参加者が、障がいの有無にかかわらず、<u>同じ体験を共有する体験型のイベントを通して、気づきが得られ、理解が深まると思う。</u> ・幅広い世代に周知するには、<u>SNSなど広告媒体を増やすことを検討するだけでなく、キャラクターを活用したり、イラストを多用した見やすい情報発信や動画での周知、また、学校を通じて発信するなどの工夫が必要である。</u> ・自分の周りの高校生は、この条例の存在をほとんど知らず、若年層には届いていないように感じる。学校と連携し、学校を通じて発信したり、SNS を活用したりすると良い。
③ 普及活動の協力者集めについて	・<u>市内他部署や民間企業などと連携しながら、障がい理解を推進する旗振り役となってほしい。</u>また、学校と連携することで、<u>子どもから大人に情報が伝わり、理解が深まることもある。</u> ・この事業の重要性から考えると、予算、人員は拡充すべきだと思うが、現時点では、限られた予算と人員の中で、他の部署や民間企業、学校等と連携しながら、障がい理解を推進する旗振り役となってほしい。 ・市民に周知するだけでなく、<u>市内事業者や、市内で文化・スポーツイベント等を行う団体との連携も考えられる。</u> ・障がいへの理解促進を市民に働きかけるためのコンテスト、ポスターや作文のコンクールを開催してはどうか。

6 評価結果を踏まえた改善の方向性(改善プログラム(案))

① 障がいへの理解促進の成果について

▶「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の普及啓発の取り組みについて、その効果が確認できる指標を設定する。

No	取り組み内容	目標		
		指標	現状値(時点)	目標値(時点)
1	【共生社会の実感度に関する指標の設定】 普及啓発の取り組み効果を検証するため、成果指標を新たに設定する。また、成果はホームページをはじめ、SNSやイベント等の機会を通じて市民周知を行う。	「条例が施行されたことも内容についても知っている」と思う市民の割合	10.8% (2024年12月)	20.0% (2027年3月)
2	【障がい者差別のない共生社会の実感度に関する指標の設定】 普及啓発の取り組み効果を検証するため、成果指標を新たに設定する。また、成果はホームページをはじめ、SNSやイベント等の機会を通じて市民周知を行う。	「共生社会のまちに十分になっている、なっている」と思う市民の割合	11.6% (2024年12月)	20.0% (2027年3月)
3	【障がい者差別のない共生社会の実感度に関する具体的な指標の設定】 普及啓発の取り組み効果を検証するため、NO. 2の実感度についてどのような点でそう思うかがわかる具体的な成果指標を新たに設定する。また、成果はホームページをはじめ、SNSやイベント等の機会を通じて市民周知を行う。	「合理的配慮が浸透している」「障害の社会モデルを理解している」と思う市民の割合	— (2025年3月)	①設問設定・調査実施 ②現状値より5.0%増(①2026年度実施 ②2027年3月)
4	【日常生活における差別感に関する指標の設定】 普及啓発の取り組み効果を検証するため、成果指標を設定する。また、成果はホームページをはじめ、SNSやイベント等の機会を通じて市民周知を行う。	「性別や障がいなどによる差別がない」と思う市民の割合	2024 年度数値(未定) (2025年3月)	85.0% (2027年3月)

② 障がいへの理解促進のための周知啓発の手法について

▶障がい理解の促進のため、幅広い対象の方に届く周知啓発を行う。

No	取り組み内容	目標		
		指標	現状値(時点)	目標値(時点)
1	【SNS及び広報まちだなどでの情報発信】 条例内容や障がい理解をテーマとした情報発信を継続的に行うことで、周知及び理解促進を図る。	SNS及び広報まちだなどでの情報発信	①SNS3回 ②広報まちだ10回 (2025年3月)	①②SNS又は広報まちだなどでの情報発信回数合計年13回以上(2027年3月)
2	【障がいの有無にかかわらず参加できるイベント等の実施】 これまで実施してきた障がい者スポーツ大会等を含め、様々な機会を活用して障がいがある人もない人も一緒に活動し、ふれあいの中で障がい理解を深めることができるイベント等を実施する。	イベント等の実施回数	年1回 (2025年3月)	年2回 (2027年3月)
3	【若年層を対象とした障がい理解の促進】 イラストやわかりやすい表現を用いて、障がい理解を深めること、またそれを踏まえた合理的配慮が小学生でも具体的にイメージできる冊子に改訂する。また、小学4年生に配布するなど、学校と連携しながら活用を図る。	心のバリアフリーハンドブックの改訂及び活用	心のバリアフリーハンドブックの改訂中	心のバリアフリーハンドブックの活用

③ 普及活動の協力者集めについて

▶障がい理解の促進のため、学校や外部、庁内等と連携を図り、普及活動の協力者集めを行う。

No	取り組み内容	目標		
		指標	現状値(時点)	目標値(時点)
1	【他部署と連携した周知啓発の実施】 障がい理解の啓発活動を「二十歳まちだ」や「まちカフェ！」など、福祉にかかわらず他部署の様々な事業とコラボさせた周知啓発の取り組みを行う。	他部署と連携した周知啓発の回数	年2回 (2025年3月)	年4回 (2027年3月)
2	【民間企業等との協働による周知啓発の実施】 FC町田ゼルビアや障がい当事者団体をはじめ、民間企業、学校、NPO法人等、様々な主体との協働により、障がい理解を深め合理的配慮を広める取り組みを行う。	民間企業等と協働した障がい理解促進活動の回数	年2回 (2025年3月)	年4回 (2027年3月)
3	【学生との協働による周知啓発の実施】 学生との協働による動画の制作やポスターコンクール等を行い、その過程で障がい者とのふれあいや障がい理解を深める機会を創出し、若年層に向けた周知の取り組みを行う。	学生と協働した障がい理解促進活動の回数	年1回 (2025年3月)	年2回 (2027年3月)

2024年度障がい者施策推進協議会委員一覧(2024/7/6～)

障がい者施策推進協議会(2010.10～)

No.	区分	氏名	団体・所属	年数	2025年11月1日時点での 年数
1	学識経験者①	石渡 和実	東洋英和女学院大学	3	4
2	学識経験者②	谷内 孝行	学校法人 桜美林学園	9	10
3	学識経験者③	佐藤 繭美	学校法人 法政大学	9	10
4	学識経験者④	小泉 広子	学校法人 桜美林学園	1	2
5	保健医療関係団体の代表①	中川 種栄	町田市医師会	11	12
6	保健医療関係団体の代表②	松崎 重憲	町田市歯科医師会	4	5
7	福祉関係団体の代表① (施設)	小野 浩	まちされん	14	15
8	福祉関係団体の代表② (施設)	藤井 雅巳	町田市社会福祉法人施設等 連絡会	2	3
9	福祉関係団体の代表③ (社協)	叶内 昌志	社会福祉法人 町田市社会 福祉協議会	2	3
10	福祉関係団体の代表④ (相談)	刑部 輝	堺地域障がい者支援セン ター	2	3
11	福祉関係団体の代表⑤	藤本 英理子	町田市障がい者就労・生活 支援センター りんく	2	3
12	福祉関係団体の代表⑥ (サービス提供事業者)	堤 愛子	町田ヒューマンネットワーク まちだ在宅障がい者 チェー ンの会	14	15
13	福祉関係団体の代表⑦ (当事者)	風間 博明	町田市身体障害者福祉協会	14	15
14	福祉関係団体の代表⑧ (当事者)	辻 悠佳	町田市聴覚障害者協会	0	1
15	福祉関係団体の代表⑨ (親)	土田 由紀子	町田市障がい児・者「親の 会」連絡会	2	3
16	福祉関係団体の代表⑩ (親)	飯長 喜一郎	特定非営利活動法人町田市 精神障害者さるびあ会	2	3
17	福祉関係団体の代表⑪ (民生委員)	荻野 淳子	町田市民生委員児童委員協 議会	2	3
18	経済関係団体の代表①	陶山 慎治	町田商工会議所	2	3
19	教育関係団体の代表①	福元 太郎	東京都立町田の丘学園	0	1
20	関係行政機関の職員①	湯地 幹彦	町田公共職業安定所	0	1